

竹富町観光案内人条例に係る処分基準の作成について

1 背景

竹富町観光案内人条例（以下、「案内人条例」という。）のうち以下の規定に基づき行われる行政行為は、「特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」であることから、竹富町行政手続条例（以下、「行政手続条例」という。）第 2 条第 5 号に掲げる「不利益処分」に該当する。

- ・ 条例第 22 条第 2 項の規定による措置命令
- ・ 条例第 25 条の規定による事業停止命令
- ・ 条例第 25 条の規定による観光案内人免許の取消し

行政庁に対しては、行政手続条例第 12 条第 1 項において、以下に関する基準、つまり「処分基準」を定め、かつこれを公にしておくことについて努力義務が課されている。

- ・ 不利益処分をするかどうかの判断基準
- ・ どのような不利益処分とするかの判断基準

案内人条例においては、現在処分基準が定められていないことから、「竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱（案）」のとおり、処分基準を定めることを検討しているもの。

2 竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱（案）

別紙のとおり

3 不利益処分を行うにあたっての対応フロー（案）

